

# 令和8年度大分県職員（行政実務経験者）採用選考要領

令和8年4月23日  
大分県人事委員会

## 1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

職種	採用予定者数	職務内容
行政	3人	知事部局、教育委員会（県立学校を含む。）等に勤務し、一般行政事務に従事します。
福祉	2人	知事部局に勤務し、それぞれ専門の業務に従事します。
保健師	2人	
農業	1人	
畜産	1人	
林業	1人	
総合土木	3人	知事部局又は企業局に勤務し、専門の業務（土木又は農業土木）に従事します。

### 【注意事項】

本選考は、令和8年度に実施する他の大分県職員採用試験との併願が可能です。

ただし、他の令和8年度大分県職員採用試験に最終合格している者については、本選考で総合順位が上位に達した場合でも、辞退したものとみなし、最終合格することはありません。

## 2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法第16条に該当しない者
- (3) 令和9年4月1日以降の採用に応じられる者
- (4) 国、大分県以外の他の都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における職務経験を5年以上（令和8年3月末時点）有する者

①「国、大分県以外の他の都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における職務経験」は、大学卒業程度以上の採用試験に合格し、国家公務員又は地方公務員の正規職員（臨時職員・非常勤職員等の会計年度任用職員は除く。）として、1年以上継続して従事した期間が該当し、複数の職務経験がある場合は通算できます。

②連続して3ヶ月を超えて従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は職歴から除きます。

③「大学卒業程度以上の採用試験」とは、以下の試験を指します。

### 【職種：行政】

国家公務員総合職（旧I種）相当	国家公務員採用総合職試験（旧I種）、経験者採用試験（係長級／事務）、各府省庁で独自に実施する選考採用（総合職相当）、裁判所職員採用総合職試験、衆議院事務局職員採用総合職試験、参議院事務局職員採用総合職試験 等
国家公務員一般職（大卒程度）（旧II種）相当	国家公務員採用一般職試験（旧II種）、財務専門官採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、外務省専門職員採用試験、防衛省専門職員採用試験、経験者採用試験（係長級／事務）、各府省庁で独自に実施する選考採用（大卒一般職相当）、裁判所職員採用一般職試験、衆議院事務局職員採用一般職試験 等
都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における大卒程度採用試験	

【職種：福祉・保健師・農業・畜産・林業・総合土木】

国家公務員総合職 (旧Ⅰ種)相当	国家公務員採用総合職試験(旧Ⅰ種)、各府省庁で独自に実施する選考採用(総合職相当)等
国家公務員一般職 (大卒程度) (旧Ⅱ種)相当	国家公務員採用一般職試験(旧Ⅱ種)、経験者採用試験(係長級/技術)、各府省庁で独自に実施する選考採用(大卒一般職相当)等
都道府県又は人事委員会を置く地方公共団体における大卒程度採用試験	

(5) 次の試験区分については、それぞれ以下の資格、免許等が必要です。

【職種：福祉】

次のいずれかに該当する者

- ①社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉士の資格を有する者又は令和9年5月31日までに取得見込みの者
- ②学校教育法による大学(4年制以上のもの)若しくは大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業若しくは修了した者又は令和9年3月31日までに卒業見込み若しくは修了見込みの者
- ③教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による普通免許状(二種免許状を除く。)を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者
- ④児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大分県条例第61号)第107条第3号に規定する都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)又は令和9年3月31日までに卒業見込み若しくは修了見込みの者

【職種：保健師】

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に規定する保健師の免許を有する者又は令和9年5月31日までに取得見込みの者

- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- ※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。
- ※ 試験区分「福祉」にあつては、以下の場合には、この選考に合格しても採用されません。
  - ・①又は③の資格、免許を取得見込みの者が、各取得期限までに取得できなかった場合
  - ・②の卒業見込み又は修了見込みの者が、卒業又は修了の期限までに卒業又は修了できなかった場合
- ※ 試験区分「保健師」にあつては、資格、免許を取得見込みの者は、各取得期限までに取得できなかった場合には、この選考に合格しても採用されません。

### 3 選考方法、日時等

区分	選考項目	選考の内容	日時	場所
第1次選考	書類選考 (アピールシート) (50点)	これまでの職務での実績や大分県の発展に携わる意欲等について、申込時に提出いただくアピールシートで審査	—	—
第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験)	面接 (100点)	「コミュニケーション能力」「責任感・倫理観」「積極性・行動力」「考察力・柔軟性」等についての個別面接	令和8年8月2日 (日)	大分県市町村会館 (大分市大手町 2-3-12) ※詳細は別途連絡
	適性検査 (Web受験)	職務遂行に必要な適応性についての検査(検査結果は面接の参考資料にします。)	令和8年7月16日 (木)から7月24日 (金)までの間でWeb受験	—

- ※ アピールシートは、ホームページに掲載のファイル（Excel形式）をダウンロードし、内容を入力の上、「5 受験手続き（2）インターネットによる申込み」の際に提出してください。また、同じファイル内の職務等経歴書も内容を入力の上、併せて提出してください。
- ※ 提出された職務等経歴書及びアピールシートについて、入力された内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、不合格とします。
- ※ 職務等経歴書及びアピールシートについては、第2次選考の面接の際の参考資料として使用します。
- ※ 第1次選考の合格通知（連絡）は、7月15日（水）に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行います。合格発表は専用サイトのマイページ内でお伝えします。また、合格者の受験番号は「大分県職員採用ポータル」に掲載します。必ず「大分県職員採用ポータル」にて合否を確認してください。








#### 4 選考結果の情報提供

受験者は、第1次選考及び第2次選考の選考項目別得点、総合得点及び総合順位を合格発表日以降に閲覧することができます。（口頭による開示請求に基づく簡易開示は行いません。）

なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

区分	閲覧できる者	閲覧できる内容	閲覧期間	閲覧の方法
第1次選考	第1次選考不合格者 (途中棄権者を除く。)	選考科目別得点、 総合得点及び総合 順位	合格発表の日から 起算して1か月間	合格発表の日以降に専用 サイトのマイページ内 でお伝えします。
第2次選考	第1次選考合格者			

#### 5 受験手続き

(1) 受付期間	<p>○令和8年4月23日（木）～6月26日（金）午後5時15分 受付期間中に正常に到達したものに限り受け付けします。</p>
(2) インターネットによる申込み	<p>○申込みはインターネットでのみ受け付けします。<u>なお、インターネットによる申込みをする前に、(3)のインターネットの申込みの前に準備するデータを、申込みを行うパソコン又はスマートフォンに保存しておいてください。</u></p> <p>○「大分県職員採用ポータル」から、「大分県職員（行政実務経験者）」にアクセスし、申込画面上の注意事項を十分確認の上、直接申し込んでください（ご使用の機種や環境によっては、利用できないことがあります）。スマートフォン等をご利用の場合は、以下の2次元コードからアクセスすることもできます。</p> <p>○申込みを正常に受け付けた際には「申請受付のお知らせ」を専用サイトのマイページ内に送信するので、必ず確認してください。返信が届かない場合は、大分県人事委員会事務局まで連絡をしてください。</p> <p>○システムの操作等でご不明な点がありましたら、大分県人事委員会事務局（097-506-5222：受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く。））にお問い合わせください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  (行政)  (福祉)  (保健師)  (農業)  (畜産)  (林業)  (総合土木) </div>
(3) インターネットの申込みの前に準備するデータ	<p>○顔写真データ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込前6か月以内に写した上半身脱帽正面向きのもの</li> <li>・写真の大きさは「縦4：横3」の比率が基本です。 推奨サイズは、「560Pixel×420Pixel」もしくは「600Pixel×450Pixel」です。</li> <li>・画像のファイル形式は「JPEG」、「JPG」又は「PNG」で、画像のファイル名は『顔写真（受験者氏名）』としてください。例：顔写真（大分太郎）</li> </ul> <p>○職務等経歴書及びアピールシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ掲載の様式に必要事項を入力したもの</li> </ul>

(4) 受験票の送付	<p>7月3日(金)までに、専用サイトのマイページ内に送信するので、各自で印刷し、通常はがきの大きさ・厚さの紙に貼り付けて、第2次選考当日に必ず持参してください。</p> <p>※7月6日(月)時点で受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。</p>
------------	---

## 6 採用について

### (1) 採用時期

令和9年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。

### (2) その他

- ア 原則、主任・主事(技師)級での採用としますが、職務経験年数等を踏まえ、別途選考を実施のうえ、係長級として採用することもあります(詳細は、最終合格発表後、対象者に対して通知します)。
- イ 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者(児童相談所の従事者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等)については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

#### (ア) 試験区分「福祉」について

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

#### (イ) 試験区分「福祉」以外について

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

## 7 給 与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が32歳で、大学卒業後国家公務員や地方公務員としての職務経験年数が10年の場合、月額293,100円程度(令和8年4月1日現在)です。

なお、初任給の上限は、職務経験年数に関わらず月額365,600円(令和8年4月1日現在)です。

※ 令和9年度中に61歳以上に達する方の給料月額については、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)附則第37項の規定により、当該職員の受ける給料表の額に100分の70を乗じて得た額(100円未満四捨五入)となります。

※ 勤務条件等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 8 問合せ・連絡先

大分県人事委員会事務局

大分市大手町2丁目3番12号(〒870-0022)

電話 097-506-5222

「大分県職員採用ポータル」<https://oita-recruit.com>



(選考会場図)

